

	訪問型サービスB	訪問型サービスD（類型Ⅰ）	訪問型サービスD（類型Ⅱ）	通所型サービスB
目的	要支援者等に対して、要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援する。			
利用者	要介護認定による要支援者、基本チェックリストによる事業対象者。 要介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的にこのサービスを利用する要介護者			① 要介護認定による要支援者、基本チェックリストによる事業対象者、要介護給付にかかる居宅サービス等を受けるまえから継続的にこのサービスを利用する要介護者。 ② ①以外の第1号被保険者
事業の内容	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助。但し、利用者の自立支援・介護予防に資するものであること。 例) 掃除、洗濯、買い物代行、調理、ゴミ出し、布団干し、電球の交換、自動車によらない移動（徒歩、車椅子、公共交通機関、タクシー）の付添い支援等	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う医療機関、店舗、公共施設等への自動車による送迎の前後の付添い支援。但し、自立支援・介護予防に資するものであること。（乗降介助及び乗降介助前後の準備・片付け、目的地での同行援助を含む。移送に関する部分は対象外）。	通所型サービスBへの送迎を、当該通所型サービスBを行う団体とは別の団体が実施する。	住民主体による、要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり。 例) 体操、脳トレ、レクリエーション等
実施回数	利用者の希望に応じて設定。			月2回以上で定期的な開催とする。
補助対象団体	以下の(1)～(5)のいずれかに該当する団体。ただし、利用者を知人等に限定することなく、広く希望者を受け入れること。 (1)地域住民主体で構成される団体、(2)ボランティア団体、(3)特定非営利活動法人、(4)社会福祉法人、(5)その他市長が適当と認める団体			
従事者	雇用形態：有償・無償ボランティア（生活支援サポーター養成講座等を受講するなど、資質の向上に努めること。） 訪問型サービスD類型Ⅱ実施者は、健康状態に問題がないおおむね75歳未満の者とし、市が開催する安全運転講習又はそれと同等以上の講習を受講するなど、安全運転に必要な知識・技術等の習得に努めること。			
利用者負担額（利用料）	実費（支援主体が設定）	実費（支援主体が設定）	実費（ガソリン代、道路通行料、駐車場代については収受可能。ガソリン代の算出方法は、「走行距離(km)÷燃費(km/L)×1Lあたりのガソリン価格(円/L)」を参考とする。）	実費（支援主体が設定）
補助金の対象となる利用者	要介護認定による要支援者、基本チェックリストによる事業対象者 要介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的にこのサービスを利用する要介護者			① 要介護認定による要支援者、基本チェックリストによる事業対象者、要介護給付に係る居宅サービス等を受ける前から継続的にこのサービスを利用する要介護者。 ② ①以外の第1号被保険者が、利用者の総数の2分の1を超えないときは補助の対象者に含む

	訪問型サービスB	訪問型サービスD（類型Ⅰ）	訪問型サービスD（類型Ⅱ）	通所型サービスB
補助金の額	<p>運営に係る経費(愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱に規定する対象経費※¹)</p> <p>【補助基準額】 利用者1人につき1回1,000円。 1補助団体につき20,000円に実施月数を乗じて得た額を上限とする。 自動車によらない移動の付添い支援を実施する場合は、同一利用者に対して同日に実施する送迎は複数回であっても1回とみなす。</p>	<p>運営に係る経費(愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱に規定する対象経費※¹)</p> <p>【補助基準額】 利用者1人につき乗車前又は降車後の屋内外における付添い支援1回当たり250円。 1補助団体につき20,000円に実施月数を乗じて得た額を上限とする。</p>	<p>運営に係る経費(愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱に規定する対象経費※¹)</p> <p>【補助基準額】 利用者1人につき通所型サービスBへの送り又は迎え1回当たり250円。 1補助団体につき以下の金額に実施月数を乗じて得た額を上限とする。 (1)送迎に使用する車両が1台の場合は23,000円。 (2)送迎に使用する車両が2台以上の場合は、(1)に2台目から1台当たり4,500円を加算した金額。</p>	<p>運営に係る経費(愛西市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱に規定する対象経費※¹)。</p> <p>【補助基準額】 利用者1人につき1回1,000円。 1補助団体につき実施回数が、月4回未満の場合50,000円、月4回以上～8回未満の場合55,000円、月8回以上の場合60,000円に実施月数を乗じて得た額を上限とする。 但し、通所型サービスBの実施と併せて利用者の送迎を実施する場合は、送迎に使用する車両が1台目は月額5,000円、2台目以降は1台につき月額4,500円を1月の上限金額に加算し、実施月数を乗じて得た額を上限とする。</p>
概算交付	概算払いによる補助金の交付額は、交付決定額の9割を限度とする。			
備考	—			障害者、子どもなどの参加も可能とするが、補助金の対象にはならない。

※1 対象者の支援に要する経費（職員等給与、旅費、じゅう器費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費、通信運搬費、会議費、傷害賠償保険料、賃借料等）。ただし、次に掲げる経費は除くものとする。(1)施設整備の費用（軽微な改修は除く。）、(2)対象者に対する支援等と関係ない従業員の募集・雇用に要する費用、(3)広告・宣伝に要する費用、(4)食糧費（飲み物、食事、菓子等）